

おくやみパンフレット等の無償提供者募集要領

1 募集の趣旨

区役所の事務経費の節減を図るため、亡くなられた方の死亡届提出後に区役所・支所における手続きのご案内と各種申請書作成のお手伝いを行う「おくやみコーナー」に関連するチラシ及びパンフレット（以下「パンフレット等」という。）について、無償提供していただける民間事業者の方を、1者募集します。

なお、無償提供いただくパンフレットに、提供者が任意で広告等を募集し掲載することは妨げません。

2 パンフレット等の仕様等

パンフレット等については、令和8年度配布分と令和9年度配布分を提供してください。

(1) チラシ（令和8年度配布分）

項目	内容
1 種類	1種類
2 印刷部数	計25,260部
3 規格	上質紙70kg、A4判、横書き、フルカラー
4 ページ数	8ページ（両面印刷） ※左上1か所をホチキス止めすること
5 校正	2回以上の校正を行うこと
6 納品時期	令和8年8月27日（木）まで
7 納品場所	別紙参照
8 配布方法	死亡届出時及び希望者へ本市が配布する。
9 配布期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
10 その他	<ul style="list-style-type: none">● 年度の途中で法律等の改正により、すみやかに掲載内容を変更する必要がある場合は、改訂文を作成するなどの対応を行うこと。● 本市が提供する現行チラシと同じ内容を掲載すること。

(2) パンフレット（令和8年度配布分）

項目	内容
1 種類	22種類（16区役所、6支所分）
2 印刷枚数	計25,370部
3 規格	上質紙70kg、A4判、横書き、中綴じ、フルカラー
4 ページ数	22ページ程度 ※本市との協議により決定する。

5 校正	2回以上の校正を行うこと
6 納品時期	令和8年8月27日（木）まで
7 納品場所	別紙参照
8 配布方法	死亡届出時及び希望者へ本市が配布する。
9 配布期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度の途中で法律等の改正により、すみやかに掲載内容を変更する必要がある場合は、改訂文を作成するなどの対応を行うこと。 ● 本市が提供する現行チラシと同じ内容を掲載すること。 ● 広告を掲載するページ数はパンフレット全体の概ね3割以内とし、表紙、裏表紙の広告掲載は不可とすること。 ● 情報の混同を避けるため、広告は本市からの情報とページを分け、巻末にまとめて掲載すること。

(3) チラシ（令和9年度配布分）

項目	内容
1 種類	1種類
2 印刷部数	計40,801部
3 規格	上質紙70kg、A4判、横書き、フルカラー
4 ページ数	4ページ程度 ※左上1か所をホチキス止めすること ※本市との協議により決定する。
5 校正	2回以上の校正を行うこと
6 納品時期	令和9年3月29日（月）まで
7 納品場所	別紙参照
8 配布方法	死亡届出時及び希望者へ本市が配布する。
9 配布期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度の途中で法律等の改正により、すみやかに掲載内容を変更する必要がある場合は、改訂文を作成するなどの対応を行うこと。 ● 内容、デザイン制作については、本市と十分に協議すること

(4) パンフレット（令和9年度配布分）

項目	内容
1 種類	22種類（16区役所、6支所分）

2 印刷枚数	計 40,911 部
3 規格	上質紙 70kg、A4 判、横書き、中綴じ、フルカラー
4 ページ数	22 ページ程度 ※本市との協議により決定する。
5 校正	2 回以上の校正を行うこと
6 納品時期	令和 9 年 3 月 29 日（月）まで
7 納品場所	別紙参照
8 配布方法	死亡届出時及び希望者へ本市が配布する。
9 配布期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度の途中で法律等の改正により、すみやかに掲載内容を変更する必要が生じた場合は、改訂文を作成するなどの対応を行うこと。 ● 内容、デザイン制作については、本市と十分に協議すること ● 広告を掲載するページ数はパンフレット全体の概ね 3 割以内とし、表紙、裏表紙の広告掲載は不可とすること。 ● 情報の混同を避けるため、広告は本市からの情報とページを分け、巻末にまとめて掲載すること。

3 広告掲載について

- (1) 無償提供者が、広告等を募集し掲載する場合、地域企業等の育成・発展等に寄与するために、名古屋市に所在する企業・店舗等を、広告数全体の 50%以上掲載してください。
- (2) 原則として、年度途中での広告枠の追加は認めません。
- (3) 広告を掲載する場合、「スポーツ市民局広告掲載要綱」を遵守し、その上で、掲載される広告の商品・事業者等を本市が推奨しているような誤解を与えないよう、広告の募集及び選定の責任は無償提供者にあり、掲載された広告の内容に関する問合せの一切は事業者に対して行われるべきであることを記載してください。
- (4) 掲載する広告の決定にあたっては、事前に本市の広告審査会に付議し、その承認を得ることを要します。審査にあたって、本市が保有する情報並びに本市に寄せられた意見及び苦情等を参考にすることがあります。

4 募集期間、応募方法

無償提供をお申出いただける場合、本要領及び「スポーツ市民局広告掲載要綱」を確認の上、以下に従ってご応募ください。

(1) 募集期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～6 月 4 日（木） 午後 5 時 15 分 必着

(2) 応募資格

以下の全てに該当する者についてのみ、法人・個人の別を問わず、当該募集への応募を認めます。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当す

る者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けた者でないこと。

（3）応募方法

募集期間内に、（4）に定める提出書類を持参、郵送、宅配便いずれかの方法でスポーツ局地域振興部区政課に提出してください。

（4）提出書類

応募者は、次の書類を各1部ずつ提出してください。

ア 申込書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 会社概要（パンフレットなど）

※ただし応募者が個人の場合、身分証明書（免許証など）の写しをもって代えるものとします。

エ 類似業務の実績を示す資料

（5）本募集に対する質問

質問は、別添の質問様式に記載の上、以下のアドレスにメールでお送りください。

a3148@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

ア 質問期限

令和8年5月15日（金）午後5時00分まで

イ 質問に対する回答

令和8年5月25日（月）午後5時00分までに、メールに返信する形式で回答いたします。

また、本市が公表する必要があると判断した場合には、適時とりまとめのうえ、質問と回答を本市ウェブサイトにて公表します。

（6）その他応募における注意事項等

ア 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ただし、提出された書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しません（なお、名古屋市情報公開条例に基づく公開は除きます。）。

ウ 期限後の提出、期限後の差替え等は認めません。

エ 4 (2) に定める応募資格を有しない者のした応募、申出書等に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

オ 応募後に4 (2) に定める応募資格を喪失した場合は、当該応募を無効とします。

カ 本要領に基づく募集への応募者の採用の可否については、各応募者あてに文書等で通知します。

キ 審査の経緯の公表は行いません。

5 無償提供者の選定

無償提供者の選定については、業務遂行にあたっての計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、応募者の中から1者を選定します。なお、追加で広告掲載料の支払いが可能な場合は、審査において加点対象とします。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも本要領に定める無償提供者としての適格性を満たしていないと判断された場合、無償提供者を選定しないことがあります。

6 協定書の締結

本市が無償提供者からパンフレット等の無償提供を受けるときは、本市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

7 広告掲載料の支払い

広告掲載料の支払いを提案された場合、本市の指定する期日までに、本市の作成する納入通知書により広告掲載料を一括納付していただきます。

8 その他注意事項

- (1) 本市は、パンフレット等の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な理由が生じた場合には、使用を中止することができるものとします。その場合、無償提供者は、当該パンフレット等を回収するとともに、代替のパンフレット等を本市に提供していただくことになります。
- (2) 本要領中定めのない事項については、本市と無償提供者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、本市の指示に従うこととします。

9 問い合わせ先及び提出書類送付先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部区政課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L 052-972-3148

F A X 052-953-4458